

札幌市区民センター等の使用許可に係る審査基準

札幌市区民センター等の使用を許可する場合の審査基準及び申込みに対し処分するまでに通常要すべき標準的な期間（「標準処理期間」）は本基準表による。

（審査基準表）

| 使用許可の範囲 | 審 査 基 準 | 標準処理期間 |
|-----------------------|---|---|
| 使用の承認 （条例第4条第1項関係） | 1 使用承認申込書が別記1の受付期間等内に提出されていること。 2 使用しようとする日、時間及び室について、使用の妨げとなる別記2に掲げる事由（使用障害事由）が存しないこと。 3 条例第9条により使用を不承認とすべき別記3に掲げる事由（使用不承認事由）が存しないこと。 | 原則として使用承認申込書の提出された日中とするが、次の(1)～(3)の場合は、それぞれに掲げるところによる。 |
| | 別記1（受付期間） 1 ホールの使用の受付期間は使用しようとする日（以下「使用日」という。）の3か月前の日（3か月前の同じ日とし、同じ日がないときはその月の末日、同じ日又は末日が受付日でないときはその直前の受付日）から使用日（使用日が受付日でないときはその直前の受付日）までの間とする。 2 ホールを除く各室の使用の受付期間は、使用日の2か月前の日（前々月の同じ日とし、同じ日がないときはその月の末日、同じ日又は末日が受付日でないときはその直前の受付日）から使用日（使用日が受付日でないときはその直前の受付日）までの間とする。ただし、ホールで行う講演会、音楽会、その他地域住民を対象とする事業に伴う出演者等の更衣、休憩、待機等のための控室として併用する必要があると認められる場合は、2室までに限り、ホールと同様とする。 | (1) 申込者が使用承認の申込みと同時に施行規則第6条ただし書に規定する販売行為等の承認の申出をしているときは、その翌週の同じ曜日の日（その日が受付日でないときはその直後の受付日）までの間とする。 (2) 使用承認の |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>3 1 及び 2 にかかわらず、次の(1)から(4)のいずれかに該当するときの使用の受付期間は、使用日の1か月前の日(前月の同じ日とし、同じ日がないときはその月の末日、同じ日又は末日が受付日でないときはその直前の受付日)から使用日(使用日が受付日でないときはその直前の受付日)までの間とする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が、その職員を対象として内部的な会議、行事等を行うため使用するとき。</p> <p>(2) 企業、個人事業主、その他営利・営業を目的とする団体又は個人が使用するとき。</p> <p>(3) ホールの一部を使用するとき。</p> <p>(4) 飲酒を主たる目的とする団体等が使用するとき。</p> <p>4 3 (2) にかかわらず、使用しようとするサークル等が2,000円を超える入場料等を徴収しようとするときであっても、次の(1)から(3)のいずれにも該当する場合は、1及び2の受付期間とする。</p> <p>(1) 使用しようとするサークル等が、定例的に区民センター等を使用しているとき。</p> <p>(2) 使用しようとするサークル等が、区民センター等から営利・営業目的ではないと判断されたとき。</p> <p>(3) 使用目的が定例的な活動ではなく、特別なイベント等であるとき。</p> <p>5 1 から 3 にかかわらず、次の(1)から(3)のいずれかに該当するときの使用の受付期間は、使用日の6か月前の日(6か月前の同じ日とし、同じ</p> | <p>申込みに係る日、時間及び室について先に他の者から使用承認の申込みがなされ、当該他の者の申込みに対する処理が(1)の事由その他特別の事由により終了していないときは、当該処理の終了後速やかに処理するものとする。</p> <p>(3) 別記1の5により使用承認申込書を預けた者については、受付開始日から7日以内(7日目が受付日でないときは、その直後の受付日まで)とする。</p> |
|--|--|---|

日がないときはその月の末日、同じ日又は末日が
受付日でないときはその直前の受付日) から使用
日 (使用日が受付日でないときはその直前の受付
日) までの間とする。

(1) 国又は地方公共団体が、地域住民を対象とし
て、住民の福祉の増進若しくは住民の交流の推
進に役立つ事業又は行政サービスの一環として
の説明会、臨時窓口開設等の事業 (委託した事
業を含む。) を行う場合

(2) 連合町内会区域以上の地域的規模を有する住
民組織等の公共的な団体が、地域住民を対象と
して、住民の福祉の増進又は住民のコミュニテ
ィ活動の推進に役立つ事業を行う場合

(3) (1)及び(2)のほか、区長が特に必要やむを
得ないと認める場合

(例1) 学校教育法に定める私立学校の学校説明会
のため使用するとき。

(例2) 区社会福祉協議会、町内会、老人クラブが
地方公共団体の指定を受けて実施するホームヘ
ルパー養成研修事業のため使用するとき。

(例3) 介護予防センターが実施する介護予防事業
のため使用するとき (区民センターを除
く。)

6 1から5にかかわらず、1時間単位での使用承
認申込書の受付期間は、使用日の5日前の日か
ら使用日までの間とする。

7 受付期間が1及び2の場合に限り、それぞれの
室の受付開始日の7日前 (この日が受付日でない
ときは、その直前の受付日) から前日までの間
(受付日でない日を除く。) に使用承認申込書を

窓口に預けることができる。

この場合、当該使用承認申込書は、それぞれの室の受付開始日の受付開始時間に提出されたものとみなして扱うものとする。

8 条例別表2の備考1に該当する場合の受付期間は、前後の継続する時間区分と同様とする。

別記2（使用障害事由）

1 既に他の申込者に対し使用承認（使用決定）をしている場合。なお、受付開始日の受付開始時間において、同一の日及び時間に同一の室を使用しようとする者が2以上ある場合におけるこの基準の適用に当たっては、抽選の方法により調整するものとする。ただし、当事者間の協議によることを妨げない。

2 受付開始日の受付開始時間において、政治団体、宗教団体とそれ以外の一般団体とが、同一の日及び時間に同一の室を使用しようとした場合は、一般の団体を優先する。

3 区民センター等の事業の実施会場として使用することとなっている場合

4 区民センター等の施設改修工事等の施工のため、一般の使用に供することが困難な場合

別記3

1 条例第9条第1号に該当する場合の例

(1) 犯罪行為又は犯罪をたたえ、煽り、そそのかす等の行為を伴う事業を行うため使用しようとするとき。

(2) 暴力団又はその構成員が使用しようとするとき。

(3) わいせつな行為その他善良な風俗、清浄な風

俗環境又は青少年の健全育成に有害であると認められる事業を行うため使用しようとするとき。

- (4) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる販売行為、あっせん勧誘行為等（ネズミ講式販売方法、マルチまがい商法など）を行うために使用しようとするとき。

2 条例第9条第2号に該当する場合の例

- (1) 硬球の球、槍、矢等を投げる、射的を行う、スパイク靴を使用する等建物の壁面、床面、窓ガラス、備付備品、天井等を傷つけるおそれが高い行為を伴う事業を行うため使用しようとするとき。

- (2) 危険物の使用を伴う事業を行うため使用しようとするとき。

- (3) 料理実習室等、特に火の使用を認められている室以外の室を火の使用を伴う事業のため使用しようとするとき。

3 条例第9条第3号に該当する場合の例

- (1) 自ら使用する実際の必要がないにもかかわらず使用承認の申込みをしている場合

(例) ひとりで使用するにもかかわらず複数の部屋を使用しようとする場合

- (2) 葬儀のため使用しようとするときのうち、通夜や告別式、遺体の搬入や宿泊を伴う場合、線香や焼香等によりおいが出る場合、ろうそく等により火気を使用する場合

(例) 偲ぶ会、お別れ会等のために使用しようとするときのうち、遺体の搬入や宿泊を伴わない場合、線香や焼香等によりおいが出ない場合、

| | | |
|--------------------------------|--|--|
| | <p>ろうそく等により火気を使用しない場合は、利用者間に影響が出ないように、ホール、視聴覚室等の遮音性の高い部屋等、区民センター等の状況に応じ、使用する部屋を限定し、使用できる。</p> <p>(3) 宗教的宣伝活動のため使用しようとするとき。</p> <p>(例) 宗教団体の内部会議、宗教団体が主催する料理講習会や語学教室で、宗教的宣伝活動をしていない場合は、使用できる。</p> <p>(4) その他区民センター等の設置目的に照らし区長が特に好ましくないと認めるとき。</p> <p>(例) 音、におい、振動等により他の使用者に耐え難い苦痛をもたらすような行為を伴う事業を行うため使用しようとするとき。</p> | |
| <p>使用の承認（条例第4条第2項、要領第7条1項）</p> | <p>1 次に掲げる場合は、飲酒を主たる目的とする事業としない。</p> <p>(例) 新年会、年に1、2回程度の全体会議及び祭事に伴う懇親会、酒類の試飲会等、施設の設置目的に照らし区長がやむを得ないと認める場合は、使用できる。ただし、酩酊して他人に迷惑を及ぼす等、区長が特に好ましくないと認めるとき、使用を中止させるものとする。</p> | |
| <p>割増料金（条例別表備考6関係）</p> | <p>1 入場料等を徴収する場合の使用料は次のとおりとする。なお、入場料等とは、サークル活動等の会費等も含むが、その額は実費（材料費、テキスト代、使用料、講師謝礼等）を除いた額とする。</p> <p>ただし、公共団体又は公共的団体が使用する場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 入場料等の額が2,000円以下のときの使</p> | |

用料は、条例別表 2 のとおり。

(2) 入場料等の額が 2,001 円以上 4,000 円以下のときの使用料は、条例別表 2 の額の 10 割増 (2 倍)。

(3) 入場料等の額が 4,001 円以上のときの使用料は、条例別表 2 の額の 20 割増 (3 倍)。

(4) 町内会や老人クラブ、子ども会等、市から補助金を受けている地域の団体が使用する場合の使用料は、入場料等の額に関わらず条例別表 2 のとおり。

2 営利・営業目的で使用する場合の使用料は次のとおりとする。なお、営利・営業目的の場合とは、企業等の営利法人が使用する場合及び個人又は団体が営利・営業目的で使用する場合をいう。ただし、企業等の営利法人が使用する場合であっても、施設内に企業名の表示を行わずに、その従業員、構成員又は役員を対象として内部的な会議、行事等を行うため使用するときには、割増料金を適用しない。

(1) 入場料等を徴収しないとき、又は入場料等の額が 4,000 円以下のときの使用料は、条例別表 2 の額の 10 割増 (2 倍)

(2) 入場料等の額が 4,001 円以上のときの使用料は、条例別表の額の 20 割増 (3 倍)

(例 1) 株式会社や有限会社等の営利法人、個人商店、個人教師、塾が使用する場合は、その名称や使用目的にかかわらず営利・営業目的使用とみなす。

(例 2) 団体活動における剰余金が主催者の収入となる場合は、団体等の名称にかかわらず営利・営

| | | |
|-----------------------------|--|----------------------------|
| | <p>業目的使用とみなして扱うものとする。</p> <p>(例 3) 学校法人、財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、協同組合、労働組合、信用組合、NPO法人、同窓会、事業者団体等が入場料等を徴収しないとき、又は入場料等の額が2,000円以下のときは、割増料金を適用しない。</p> <p>3 飲酒を主たる目的で使用する場合の使用料は、条例別表2の額の10割増(2倍)</p> | |
| <p>使用料の還付 (規則第4条関係)</p> | <p>1 次のいずれかに該当する場合は、既納の使用料を還付できる。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することのできない事由により使用不能となった場合(全額還付)</p> <p>(例 1) 台風等の災害で広範囲で被害が予想され、使用予定者の大半が参集できない場合またはそのような事態が予想される場合</p> <p>(例 2) 公共交通機関の障害等により使用予定者の大半が参集できない場合</p> <p>(2) 公益上やむを得ない事由で使用承認を取り消した場合(全額還付)</p> <p>(例 1) 行政利用により、使用承認を取り消す場合</p> <p>(例 2) 施設管理者の都合により、使用承認を取り消す場合</p> <p>(3) 使用日の6日前までに使用者から使用の取下げの申出があった場合(5割還付)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が相当の事由があると認めた場合(全額還付)</p> <p>(例 1) 錯誤等により使用申込日と同日内に使用の取下げの申出があった場合で、区長がこれについて相当の事由があると認めた場合</p> | <p>申出のあった日から、14日以内とする。</p> |

| | | |
|----------------------------------|---|--|
| | <p>(例2) 預かり予約(要領第4条第5項及び第6項)の当選者について、電話連絡が取れないなどの事情により使用承認を保留した場合において、後日、連絡が取れた日に使用の取下げの申出があった場合</p> <p>(例3) 他の室又は日程・使用時間区分へ変更する場合。ただし、この場合の変更は同一の使用承認に対して1回まで認めることとし、ホール全面の使用承認についてはホール半面又は集会室への変更は不可とする。</p> | |
| <p>特別設備の設置等の承認 (条例第8条関係)</p> | <p>次のいずれにも該当しない場合であること。</p> <p>1 設置しようとする設備の設置又は撤去の際に、区民センター等の建物又は備付備品を傷つけるおそれがあるとき。</p> <p>(例) 設置の際に床面や壁面にドリル等で穴を開けて固定しなければならないもの、撤去の際に床板がはがれるおそれの高いもの等の設置は承認しない。</p> <p>2 搬入しようとする物件の形状、大きさ、重量、消費電力等が区民センター等の構造、容量等に適合していないとき。</p> <p>(例) 大きすぎて搬入搬出の際に出入口又は廊下の壁面を傷つけるもの、通常の使用によって区民センター等の電力容量を超える電力を消費するもの、その他区民センターの管理運営上支障がある物件の搬入は承認しない。</p> | <p>使用承認の標準処理期間に従い、使用承認又は使用料納付と同時に処理することを原則とする。</p> |
| <p>販売行為等の承認(施行規則第6条ただし書関係)</p> | <p>次のいずれかに該当する場合であること。</p> <p>なお、販売行為等には販売を目的とした契約行為も含む。</p> <p>1 音楽会、演芸会等のプログラム、研修会等のテ</p> | <p>申出のあった日から、その翌週の同じ曜日の日(その日が受</p> |

| | | |
|--|---|--------------------------------|
| | <p>キスト、料理・工芸等の実習等で使用する材料等をこれらの事業の参加者に実費で頒布する場合</p> <p>2 行政の指導に伴う販売行為等である場合</p> <p>3 別記4に掲げる町内会等の住民組織、NPO 団体、福祉団体、ボランティア団体その他市が支援し、又は指導・育成している団体が、その活動資金を得るための事業又はチャリティ事業として別記5に掲げる販売行為等を実施する場合。ただし、別記6に掲げる物品の販売又は行為を除く。</p> <p>(例) 私企業又は営利を目的とした団体、政治団体、宗教団体は上記3の団体に該当しない。</p> <hr/> <p>別記4 販売行為等を行うことができる団体</p> <p>1 住民組織</p> <p>(例) 町内会、集合住宅自治会、老人クラブ、子ども会、体育・文化サークル</p> <p>2 NPO 団体</p> <p>特定非営利活動法人又はこれに準じた団体</p> <p>3 福祉団体</p> <p>(例) 社会福祉協議会、障がい者団体、手話サークル、子育て支援サークル、障害者支援施設、地域活動支援センター、生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）、地域共同作業所</p> <p>4 ボランティア団体</p> <p>札幌市社会福祉協議会にボランティア登録している団体</p> <p>5 市が支援し、又は指導・育成している団体</p> <p>(例) 日本赤十字社、交通安全運動推進委員会、スポーツ推進委員会、老人大学、PTA</p> | <p>付日でないときは、その直後の受付日) までの間</p> |
|--|---|--------------------------------|

| | | |
|---------------------------------|--|--|
| | <p>別記5 承認できる販売行為等の例</p> <p>1 物品の販売 (例) サークル等の作品、食品、リサイクル物品</p> <p>2 入場料の徴収 (例) 活動の発表会、講演会、音楽会、演奏会</p> <hr/> <p>別記6 原則禁止とする事項</p> <p>1 販売等禁止物品 賈物、成人向け有害図書、不動産、動物、薬品類、貴金属、骨董品、金券及び有価証券類、自動車、船舶、名簿等個人情報、市価に比べて著しく高価なもの</p> <p>2 その他禁止事項 風紀を害する行為</p> | |
| <p>開館時間 (使用承認取扱要領第2条関係)</p> | <p>第1項第3号の「公用又は公共用の使用」に該当する場合</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が使用する場合</p> <p>(2) 町内会等の住民組織による防災訓練、子ども会による宿泊訓練に使用する場合</p> | |
| <p>指定管理者が管理を代行する場合</p> | <p>指定管理者が区民センター等の管理を代行する場合におけるこの基準の適用は、「区長」とあるのは「指定管理者」、「使用料」とあるのは「利用料金」、「規則第4条関係」とあるのは「規則第7条第2項関係」、「納付」とあるのは「支払」とする。</p> | |